

【大阪市】ひとり親世帯臨時特別給付金

～追加給付のお知らせ～

- ◆ このご案内は、『令和2年6月分児童扶養手当を受給されており』、『ひとり親世帯臨時特別給付金の基本給付を受給された』方に送付しています。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和2年2月以降に、家計が急変し、収入が大きく減少している方に一世帯5万円を支給します。
(1回限り)

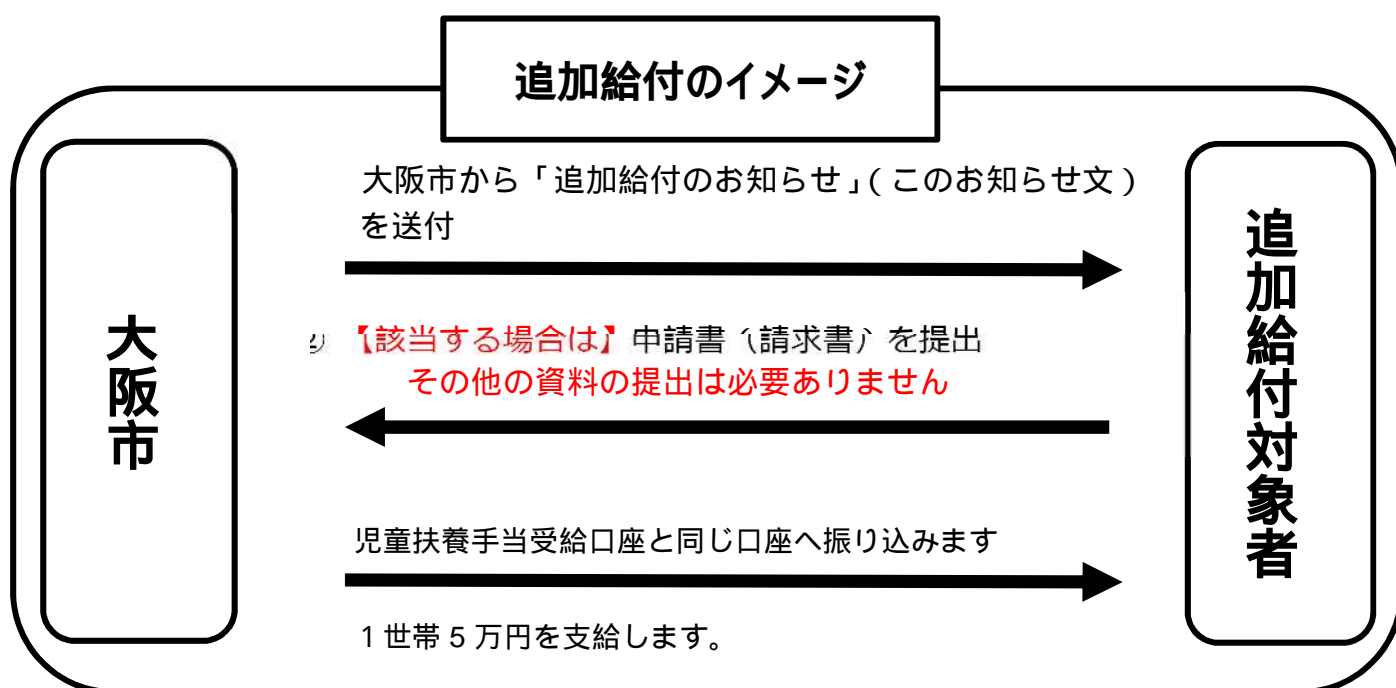
この追加給付は、申請が必要です。

収入が減少したことを証明する資料の提出は必要ありません。

(同封している申請書(請求書)【追加給付】を返信用封筒で提出してください。)

生活保護を受給されている場合は、支給対象となりません。

基本給付(1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円)は、令和2年7月末に児童扶養手当受給口座へ振り込み済です。



- ◆ **申請期限** 令和3年2月28日(日)(必着：消印有効)

申請期限を過ぎて到着した申請書は受付できません。

- ◆ **給付する時期** 申請書(請求書)提出後、概ね1か月で振り込みます

申請受付当初は大量の受付が予想され、申請書(請求書)の確認に時間を要することがあります

◆ ひとり親世帯臨時特別給付金 追加給付を受け取ることができる条件

「新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大きく減少した方」

例 1 : それまで勤めていた会社が廃業・休業し、令和 2 年 2 月より後に給料が減少した。

例 2 : 新型コロナウイルス感染症の影響で、子どもが学校等に通えなくなったために勤務時間が減少した。等

◆ 申請書（請求書）作成の際にご注意いただきたいこと

- 記入日、氏名・フリガナ、性別、生年月日、住所は必ず記入してください。（記名押印に代えて署名することができます。）
- 申立て欄に必ずチェックを入れてください。
- 誓約・同意事項をよく読み、チェックを入れてください。
- 提出は同封の返信用封筒を使って提出してください。

◆ よくあるご質問

Q 1 収入が減少した、とはどの程度の金額が減少した場合に対象となりますか。

A 1 それぞれの家庭の状況で収入減少割合の影響が異なるため、具体的な金額基準はありません。ご本人の申し立てにより、追加給付をさせていただきます。

Q 2 追加給付を受給した後、収入の減が結果的に見られなかった場合、給付金の返還は必要ですか。

A 2 追加給付の給付金を支給した後、税情報が確定し、仮に収入の減少が結果的にみられなかった場合であっても、給付金の返還を求めることは想定しておりません。

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに大阪市や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、**最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。**

また、大阪市から問い合わせを行うことがありますが、その場合でも A T M（現金自動預け払い機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めることは絶対にありません。**このような不審な電話がかかってきた場合も、すぐに**最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。**

【お問い合わせ先】

厚生労働省 「ひとり親世帯臨時特別給付金」 コールセンター

TEL : 0120 - 400 - 903（受付時間 平日 9:00～18:00）

大阪市 「ひとり親世帯臨時特別給付金」担当

子ども青少年局子育て支援部 子ども家庭課

TEL : 06 - 6208 - 8289（受付時間 平日 9:00～17:30） FAX : 06 - 6202 - 6963

メール : hitorioya-kyufukin@city.osaka.lg.jp

電話が混み合うことも予想されますので、その際はメールでのお問い合わせにご協力をお願いします。